



長野県報

7月2日(木)
平成27年
(2015年)
第2687号

目 次

規 則

長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課) 1

告 示

都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(5件)(都市・まちづくり課) 1

平成18年長野県公安委員会告示第8号(警備員等の検定等に関する規則に基づく交通誘導警備業務)の一部改正

(生活安全企画課) 3

長野県企業局労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部改正(労働委員会事務局) 3

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) 3

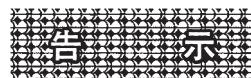
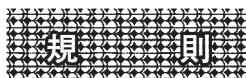
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策課サービス産業振興室) 3

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(2件)(農地整備課) 4

特定調達契約に係る一般競争入札(生活排水課) 5

平成27年度長野県警察官採用試験(A)(平成28年4月採用第2回)の実施(人事委員会事務局) 6

平成27年度長野県警察官採用試験(B)の実施(人事委員会事務局) 10



長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布します。

平成27年7月2日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第42号

長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

長野県立自然公園条例施行規則(昭和35年長野県規則第53号)の
一部を次のように改正する。

第9条中「次」を「次の各号」に改め、同条に次の1号を加える。

(10) 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の
和1,000平方メートル

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

自然保護課

長野県告示第331号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年7月2日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

- 諏訪都市計画道路 3・3・1号湖周線
- 3・5・7号大手豊田線
- 3・6・11号立石線
- 3・4・19号四賀上諏訪線
- 3・4・21号中央幹線
- 3・5・22号神宮寺線
- 3・6・27号岡谷茅野線

2 都市計画を定める土地の区域

3・3・1号湖周線

昭和63年長野県告示第159号の土地の区域のうち諏訪市湖岸通り一丁目の一部を変更する。

3・5・7号大手豊田線

昭和63年長野県告示第159号の土地の区域のうち諏訪市諏訪一丁目の一部を変更する。

3・6・11号立石線外4路線は、都市計画法改正及び政省令の改正に伴い車線数を付加するもので、土地の区域に変更はない。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、諏訪市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年7月2日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

須坂都市計画道路 3・4・4号山田線
3・5・5号菅平線
3・5・9号井上線

2 都市計画を定める土地の区域

3・4・4号山田線

平成6年須坂市告示第109号の土地の区域のうち須坂市大字高梨字割目、字西田、字梨ノ木並びに大字小山字高梨、字助四郎、字蒔田並びに大字塙川字五輪田、字腰巻、字柳原、字早津、字長者、字神田並びに大字須坂字八幡裏、字宗石及び字横町の各一部を変更する。

3・5・5号菅平線

平成8年長野県告示第886号の土地の区域のうち須坂市大字野辺字二本松、字横松原並びに大字亀倉字松原、字横道並びに大字八町字鎧塚の各一部を変更する。

3・5・9号井上線

平成8年長野県告示第886号の土地の区域のうち須坂市墨坂南二丁目、墨坂南三丁目、墨坂南四丁目並びに大字米持字木瓜原の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、須坂市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年7月2日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

茅野都市計画道路 3・5・8号中河原上原線

3・5・15号上川橋線

2 都市計画を定める土地の区域

3・5・8号中河原上原線

平成元年長野県告示第484号の土地の区域のうち茅野市ちの字宮の後の一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、茅野市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第334号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年7月2日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

下諏訪都市計画道路 3・4・7号高浜線
3・4・8号田中線
3・5・10号鷹野町春宮線
3・3・11号湖岸通線

2 都市計画を定める土地の区域

3・5・10号鷹野町春宮線

平成2年下諏訪町告示第114号の土地の区域のうち下諏訪町字後道、字蚊無川並びに社字若宮、字東久保田及び字西久保田を廃止。また、下諏訪町字下馬脇の一部を変更する。

3・4・7号高浜線外2路線は、都市計画法改正及び政省令の改正に伴い車線数を付加するもので、土地の区域に変更はない。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、下諏訪町役場

都市・まちづくり課

長野県告示第335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年7月2日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

駒ヶ根都市計画道路 3・5・19号宮田栗林線

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、宮田村役場

都市・まちづくり課

長野県公安委員会告示第19号

平成18年長野県公安委員会告示第8号（警備員等の検定等に関する規則に基づく交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、平成28年1月1日から施行します。

平成27年7月2日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子
本則の表の一般国道142号の項の次に次のように加える。

一般国道143号	長野県の全域
一般国道144号	長野県の全域

本則の表の一般国道152号の項を削り、同表の一般国道153号の項の次に次のように加える。

一般国道254号	長野県の全域
県道佐久軽井沢線	長野県の全域
県道岡谷茅野線	長野県の全域
県道飯田停車場線	長野県の全域
県道中野豊野線	長野県の全域
県道長野停車場線	長野県の全域
県道長野須坂インター線	長野県の全域
県道上田丸子線	長野県の全域

本則の表の県道長野上田線の項の次に次のように加える。

県道小諸上田線	長野県の全域
県道小諸軽井沢線	長野県の全域
県道伊那箕輪線	長野県の全域

生活安全企画課

長野県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、平成27年6月24日、長野県公営企業に従事する同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する長野県企業局労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を認定したので、昭和53年長野県地方労働委員会告示第1号（長野県企業局労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定）の一部を次のように改正します。

平成27年7月2日

長野県労働委員会

表の本庁の項中

「 次長
課長補佐（人事及び労働関係又は予算全般を担当するものに限る。）
総務係長及び財務係長」

を

「 課長

経営推進課の課長補佐及び係長（人事及び労働関係又は予算全般を担当するものに限る。）」

に、「総務係の」を「経営推進課総務係の」に、「財務係の」を「経営推進課財務係の」に改める。

労働委員会事務局

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月2日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成27年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州まつもと山岳ガイド協会やまたみ

3 代表者の氏名

穂苅 康治

4 主たる事務所の所在地

松本市大村1082-4

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県の山岳地帯の自然・歴史といった地球資源を再認識し、自然の保全と持続的利用を図り、自然を求め訪れる人々との交流を通じて地域の活性化、観光振興に寄与する。また、国内有数の山岳地帯の厳しく、かつ豊かな自然から、人間と自然とが共存すべき機能を理解するとともに、自然のあり方を考え、環境問題への意識を啓発することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年7月2日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター千曲店